

スポーツ開放実施要綱

制定 昭和52年4月1日

改正 平成12年4月1日

改正 平成13年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成22年9月1日 教育次長決定
要綱第15号

改正 平成24年3月30日 要綱第12号

改正 令和2年8月25日 要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区社会教育関係団体が利用することのできるスポーツの場として、学校施設の校庭を開放し（以下「スポーツ開放」という。）、スポーツの普及振興とグループ活動の促進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 スポーツ開放を行う対象は、品川区教育委員会に登録している品川区社会教育関係団体とする。

(実施種目)

第3条 スポーツ開放を行う種目は、下記のものとする。

- (1) 野球（小中学生を対象とするものに限る。）
- (2) テニス

(開放施設および日時)

第4条 スポーツ開放を行う施設および日時については、別表のとおりとする。

(使用時における事故責任の所在)

第5条 スポーツ開放による学校施設使用時における事故責任の所在は、原則として使用者が負う。

(使用手続きと申込方法)

第6条 スポーツ開放の申込手続き方法は、次のとおりとする。

- (1) 申込する期間は、使用月の前月の1日から使用日の7日前までとする。
- (2) テニスの使用を申込みする場合は、使用する日の属する月の前月の1日から9日までに各地区の地域スポーツクラブが開催する利用調整会議に出席の上、調整を行うこととする。
- (3) 申込は、使用申請書に所定事項を記入し、学校長に申し込む。なお申込にあたっては、品川区教育委員会発行の「品川区社会教育団体登録証」を提示しなければならない。

(注意事項および禁止事項)

第7条 学校施設使用に関わる使用承認の条件を遵守する他、野球については、別紙スポーツ開放に伴う注意事項を遵守すること。

別表

種目	開放施設	開放日時
野球	荇原平塚学園	学校の教育活動に支障をきたさない範囲において、日曜日、祝日、学校休業日の午前9時から午後4時まで
テニス	戸越台中学校 鈴ヶ森中学校	(ただし、野球における開放時間は1団体につき1時間50分を限度とする。)

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

スポーツ開放（少年野球）に伴う注意事項

1. 使用前の注意事項

- (1) 自動車での来校はしないこと。
- (2) 団体の責任者は、使用前に学校長（施設管理員）に使用承認書を提出すること。
- (3) 使用目的以外に利用しないこと。
- (4) 飲食物を持ち込まないこと。
- (5) 天候の悪い場合（雨、降雪等）は使用しないこと。

2. 使用中の注意事項

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 施設内は一切禁煙のこと。
- (3) 校庭ではスパイクの使用をしないこと。
- (4) 承認された施設以外には立ち入らないこと。
- (5) 騒音等を発し近隣住民に迷惑をかけないように十分に注意すること。
- (6) ボールを校庭外に出さないようにすること。

3. 使用後の注意事項

- (1) ゴミ等は持ち帰ること。
- (2) 後始末、清掃をすること。（トンボ、ブラシ掛け）
- (3) コート整備を必ず行い、原状復帰をすること。

4. その他

- (1) 必要の生じた場合は、利用の取消、利用日時の変更をする場合があります。
- (2) 故意または、過失により施設等を破損した場合、原則としてその損害を賠償すること。
- (3) 遵守事項を守らない場合は、以後その団体には開放しない場合もある。